

# E U の C A P 改革について

平成 15 年 7 月  
農林水産省

# 1 CAPの概要

(1) CAP (共通農業政策)とは、EUにおいて加盟国15カ国に共通して講じている農業政策。

(2) その概要は以下のとおり。

## 域内価格支持

作物別に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った際に、EU加盟国の機関が買い支えを実施。

〔適用対象作物：

小麦、大麦、とうもろこし、大豆、乳製品等

## 農家への直接支払い

支持価格水準の引下げに伴う代償措置として、農家に直接支払いを実施。(1992年から導入)

〔適用対象作物：

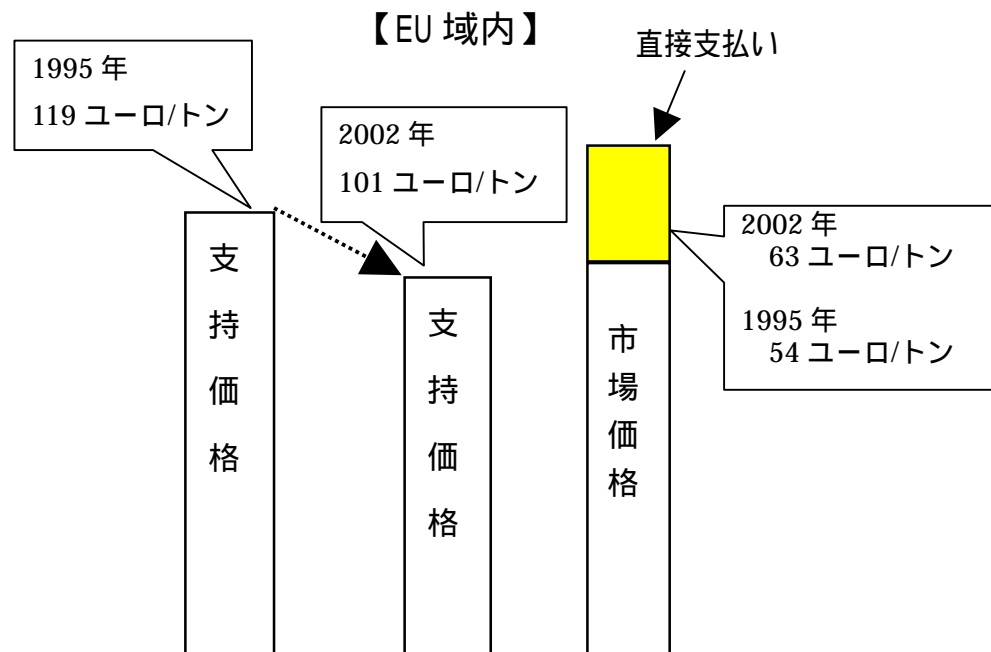
小麦、大麦、とうもろこし、大豆、牛肉、生乳等

注：生乳は2005年から実施。

## その他

農村開発(条件不利地域対策、農業・環境事業、農業経営体の投資への助成)、輸出補助金、共通関税等を実施。

# CAPにおける小麦の域内価格支持制度



## 主要国の介入買入れ実施機関

独：連邦食料・農業事業団

仏：全国穀物局

英：介入委員会

(3) 今回、EUがCAP改革を実施した背景には、次のような要因がある。

財政負担の増大

- ・ 来年5月にEUは15カ国から25カ国に拡大する予定。

加盟予定国：ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、マルタ、キプロス

- ・ 2002年10月の欧州理事会で、EU拡大後の財政安定のため、2007年以降のCAP（所得・価格制度）の財政支出に上限を設定。

EU拡大後のCAP（所得・価格制度）に係る財政支出の上限

(単位：億ユーロ)

2004年	2007年	2010年	2013年
430	458	471	486

WTO農業交渉との関係

- ・ 域内支持価格の引下げにより、AMSを削減。
- ・ 「青の政策」に位置付けられている直接支払いを「緑の政策」にシフト。

EUの農業予算の推移

(単位：億ユーロ)

	1985年	1996年	2002年
EU 予算	279	768	957
CAP 予算	205	427	468
所得・価格制度	197	372	399
農村開発	7	55	69
/ (%)	73	56	49
加盟国数	10カ国	15カ国	

資料：各年度予算書

農業予算の作目別シェア(2001年)

(単位：%)

部門	割合
穀物	41.5
牛肉	14.4
オリーブオイル	6.0
牛乳・乳製品	4.5
砂糖	3.6
農村開発	10.4
その他	16.0
計	100.0

## 2 CAP改革の経緯

### (1) 1992年改革

- ・穀物、牛肉等の支持価格の引下げ(穀物は3年間で29%引下げ)。
- ・これに対する代償措置として、直接支払いを導入。

〔 UR合意(1993年)によりCAPの直接支払いは、「青の政策」として位置付け。 〕

### (2) アジェンダ2000改革(2000~2006年)

- ・支持価格を更に引下げ(穀物は2年間で15%引下げ)。
- ・直接支払いの引上げ分は支持価格引下げ分の1/2とする。
- ・農村開発政策の強化。

### (3) 今回のCAP改革(2004年から順次導入~)

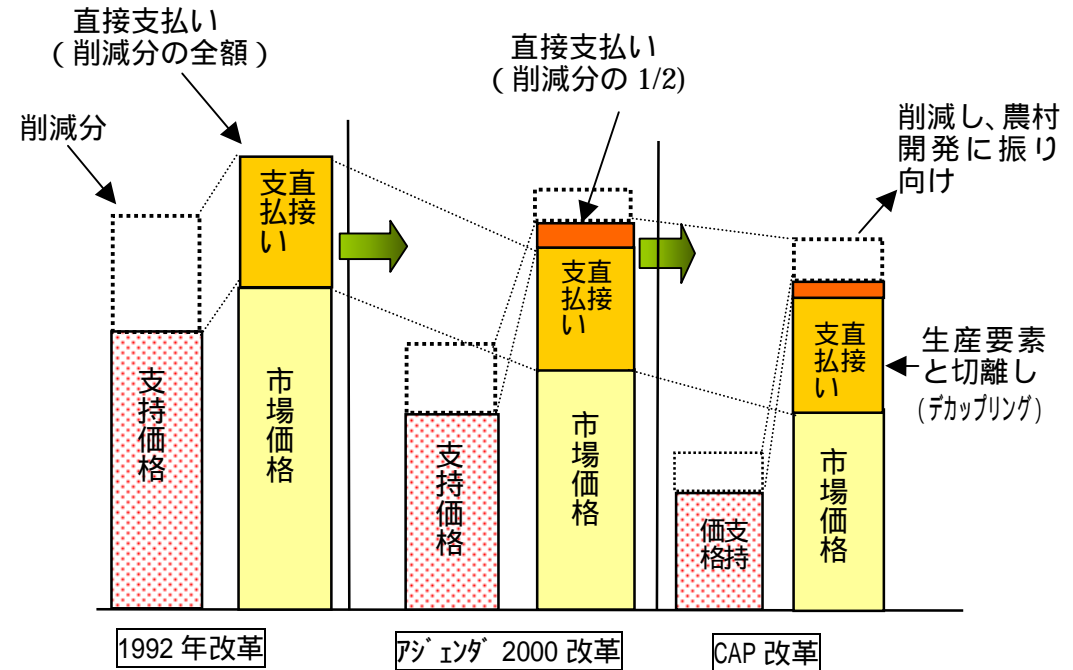
アジェンダ2000改革の中間見直しとして、6月26日、EU農相理事会にて合意。

- ・直接支払いの大部分を、各作物の生産要素と切り離し(デカップリング)、段階的に削減。削減分を農村開発に振り向け。
- ・支持価格を引き下げ(コメ、酪農品)、引下げ分の一部を直接支払いに振り向け。

注 直接支払いの生産要素との切り離し

現行の直接支払いは、当該年の作付面積、畜産頭数に基づき支払いを実施してきたが、CAP改革は、過去の直接支払いの実績を基準にしようとするもの。

## CAP改革の推移



## EUのCAP改革(2003年6月合意)

直接支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産要素との切り離し(デカップリング)</li> <li>・ 段階的に削減し、農村開発に振り向け</li> </ul>
支持価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引下げ(コメ、酪農)</li> <li>・ その一部を直接支払いに振り向け</li> </ul>

「黄・青の政策」から「緑の政策」に移行

(一方、輸出補助金にも、一定の柔軟性が出てくる可能性)

### 3 C A P 改革合意に到るまでの議論

( 1 ) E U 委の提案 ( 2002 年 7 月公表 ) について、E U 農相理事会で議論され、加盟国間において、改革に賛成する諸国 ( 英等 ) とアジェンダ 2000 の中間見直しをこえる改革に反対又は大幅な修正を要求する諸国 ( 仏、西等 ) に分かれた。

( 2 ) 特に、直接支払いの生産要素との切り離し ( デカップリング ) については、各国は次のような主張を行った。

英、オランダ、スウェーデンは賛成。

仏、独、伊、スペイン、アイルランド等の多くの国は直接支払いの部分的デカップリング ( 一部の品目のみデカップリングを導入 ) を主張。

( 3 ) E U 委と議長国 ( ギリシャ ) が、直接支払いに関し、一部品目において一定程度、現行制度維持を認める等の改訂案を提示し、6 月 26 日、加盟国が合意。

合意に到るまでの主要加盟国の主張  
( 特にデカップリングについて )

E U 委案のデカップリングに賛成	英、オランダ、スウェーデン等
E U 委案に反対又は修正を要求 ( 部分的デカップリングの導入を要求 )	仏、独、伊、スペイン、アイルランド等

注：農相理事会の議論を基に作成

### C A P 改革の経緯と今後のスケジュール

2002 年 7 月	E U 委による C A P 改革案 ( 要綱 ) の公表
10 月	ブラッセル欧州理事会により、E U 拡大に伴って 2007 年以降の C A P 予算の上限を設定
2003 年 1 月	E U 委による C A P 改革規則案の公表
2 月 ~ 5 月	各月、E U 農相理事会において議論
6 月	農相理事会において、E U 委と議長国が改訂案を提示し、加盟国が合意。
7 月	議長国がギリシャから伊に交代
2004 年 5 月	EU25 カ国に拡大
10 月末	EU 委員任期末

( 注 ) このほか欧州議会においても議論が行われ、直接支払いの部分的デカップリングの支持、支持価格引下げに反対等を内容とする報告書を採択。

#### 4 WTO農業交渉への影響

- (1) WTO農業交渉において、CAP改革により、AMSの削減幅等について、EUの主張に一定の柔軟性が出てくるとの期待感が持たれている。
- (2) 特に、米国は、EUが今般のCAP改革の決定を早急に意味のあるWTO提案として具体化することが重要と主張。

【ゼーリック通商代表、ヴェネマン農務長官の声明(6月26日)】

EUにとっての次の重要なステップは、今般の決定を、早急に、意味のあるWTO提案として具体化することである。

我々が、EU及び他国とともに、9月のカンクン閣僚会議において交渉を進展させるためには、EUが、意味のある農業貿易改革を早急に推し進めることが極めて重要である。

- (3) EU委は、CAP改革がEUの交渉力を強化するものと表明する一方、米国が貿易歪曲的な農業政策を続けていると批判。

【フィシュラー委員の発言(6月26日)】

CAP改革の決定は、EUに強い交渉力を与える。カンクン閣僚会議においては、我々が引き換えに何かを得られない限り、EUは今回の合意で増大した交渉力を行使することはない。今やボールは相手陣営に投げられた。その中には、農業政策がいまだ極めて貿易歪曲的で、かつ歪曲性が高まりつつある米国のような国がある。

#### WTO農業交渉のスケジュール

2003年	
7月16-18日	農業委員会特別会合
7月28-30日	カナダ非公式閣僚会合
9月10-14日	カンクンWTO閣僚会合(メキシコ)
9月22-24,26日	農業委員会特別会合
11月17-19,21日	農業委員会特別会合
2005年	
1月1日以前	WTO農業交渉の終結 (全分野包括一括受諾)

#### AMS水準の各国比較

